

令和3年3月26日
福島県農林水産部
(園芸課)

双葉町産非結球性葉菜類等の摂取・出荷制限の一部解除について

平成23年3月23日付けで国から摂取制限及び出荷制限を指示されていた双葉町産非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類、出荷制限を指示されていた双葉町産カブについて、出荷制限等解除に向けた緊急時モニタリング検査を実施した結果、全ての検体について基準値100Bq/kgを超過する放射性セシウムは検出されなかったことから、下記により本日付けで国による摂取・出荷制限が一部解除されましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限が解除された産出地・品目

(1) 区域

双葉町（帰還困難区域を除く区域）

(2) 品目

ア 摂取制限及び出荷制限の解除

非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類

イ 出荷制限の解除

カブ

2 検査結果

別紙1「緊急時モニタリング検査結果について（福島県・野菜）」のとおり

3 出荷制限の一部を解除する区域

別紙2「双葉町産非結球性葉菜類等の摂取・出荷制限の一部解除の区域の概念図（令和3年3月26日時点）」のとおり

(お問い合わせ先)
農林水産部園芸課
主幹兼副課長 奥谷 陽之助
電話：024-521-7357
内線：3250